

# 公の施設使用料の見直し指針

平成23年11月

伊佐市

# 目 次

## I. 基本的な考え方

1. 現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
2. 対象施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
3. 使用料算定の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
4. 使用料の算定方式・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3

## II. 使用料の算定について

1. 原価の算定方法・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
2. 施設の性質別分類と負担割合の設定・・・・・・・・ P 5
3. 施設の利用形態による使用料算定方式・・・・・・・・ P 6

## III. その他の取扱いについて

1. 減免・免除規定の見直し・・・・・・・・ P 7
2. 使用料の激変緩和措置・・・・・・・・ P 7
3. 端数処理等・・・・・・・・ P 7
4. 利用時間帯及び曜日別、市内外住民別等の使用料・・・・・・・・ P 7
5. 定期的な見直し・・・・・・・・ P 8
6. 新たな料金の適用時期・・・・・・・・ P 9
7. 経過措置・・・・・・・・ P 9
8. その他・・・・・・・・ P 9

## I. 基本的な考え方

### 1. 現状と課題

伊佐市では、合併により市内には類似した施設が多く存在するなか、使用料については合併前のままでそれぞれです。故に、類似した施設の使用料など公共施設の使用料を統一する必要があります。

一方、使用料の算定方法については統一された基準がないので、各施設の利用状況や維持管理費等を調査し、「市民の方々にわかりやすく、また理解していただける使用料算定のルールづくり」に取り組み、統一された基準を策定する必要があります。

また、平成23年1月に策定しました「伊佐市行政改革大綱」や「集中改革プラン」にも、使用料の見直しについて受益者負担の原則等を考慮し、全庁的に取り組むことを規定しています。

#### 「伊佐市行政改革大綱」の抜粋

基本方針2 持続可能な財政基盤の確立

具体的方策(1) 財政の健全化

「人件費や扶助費、公債費などの経常経費の圧縮に努め、……市税の収納率の一層の向上に積極的に取り組みます。また、その他の収入等についても、受益者負担の適正化や収納率の向上等に取り組み、自主財源の確保に努めます。」

#### 「集中改革プラン」の抜粋

プラン22 使用料・手数料等の見直しによる受益者負担の適正化

「本市が独自に定めている使用料・手数料や負担金等について、受益者が負担すべき適正な割合を明らかにするなど、負担や減免に関する基準等を定め、これに基づいた見直しを実施します。」

具体的な取り組みとして、使用料等の見直し指針の策定や負担の公平性を確保していくための定期的な見直しを掲げています。

今回の使用料の見直しについては、市の財政状況が厳しいなか自主財源の確保を図ることだけに着目するのではなく、合併後公の施設に係る使用料がまちまちな状況を解決するために、受益者負担の適正化を図りつつ統一された見直し基準により、使用料を統一していくことが第1の課題です。

## 2. 対象施設

公の施設のうち、使用料が無料の施設も含め見直します。ただし、独立採算を前提とする施設（上水道、簡易水道、農業集落排水施設等）や、法令等で料金が定められている施設（小学校、中学校、公営住宅、保育所・幼稚園等）、その他別の基準により使用料等を算定している施設（市単独住宅、教職員住宅、し尿処理施設、廃棄物処理施設、公園占用等）を除きます。

公の施設一覧表

平成23年4月現在

施設区分	施設数	見直し対象の施設		対象外施設
		有料	無料	
給食センター	1			学校給食センター
教職員住宅	52			校長住宅 19、教頭住宅 13 教職員住宅 18、その他 2
幼稚園	1			本城幼稚園
学校施設(照明設備等)	20	小学校 16、中学校 4		
体育施設	19	総合体育館 外18		
文化施設	3	文化会館、環境改善センター 野外音楽堂		
環境衛生施設	2			衛生センター、リサイクルプラザ
キャンプ場	2	十曾青少年旅行村 楠本川溪流自然公園		
公園	20	パークゴルフ場 山野鉄道記念公園(照明施設)		曾木の滝公園 外17
商工施設	2	夢さくら館、ひしかり交流館		
農林施設	3			菱刈農畜産物処理加工施設 生活改善センター(大口・菱刈)
コミュニティ施設	7	西太良コミュニティセンター 外6		
青少年会館、青少年センター	7	大口東青少年センター 外6		
社会教育集会所	6		西永尾集会所 外5	
生涯学習施設	2	ふれあいセンター 菱刈ふるさといきがいセンター		
その他の教育施設	1		菱刈ひまわり館	
児童福祉施設	1		子ども発達支援センター	
障害者福祉施設	1		大口心身障害者等福祉センター	
保育所	1			徳辺保育所
隣保館	2		大口富士福祉館 菱刈人権文化センター	
多目的福祉施設	3	大口元気こころ館 菱刈福祉センター(まごし館)	大口いきがい交流センター	
老人介護施設	1			菱刈生活支援ハウス
多目的保健施設	2	菱刈保健センター(まごし館)		大口健康センター
公衆浴場	2	大口温泉高熊荘 菱刈公衆浴場		
産業施設	1			菱刈菱泉センター
市営住宅	60			改良住宅 1、共同施設 4 公営住宅 32、特公賃住宅 4 単独住宅 19
集落排水処理施設	3			平出水、菱刈中央、菱刈北部
上水道・簡易水道	13			上水道 5、簡易水道 8
計	238	69	12	157

### 3. 使用料算定の基本方針

#### (1) 受益者負担の原則（公平化）

施設使用料は、施設の利用者にその利用の対価として負担していただいているものです。利用者から見れば、当然安ければ安いほど喜ばしいものですが、使用料が施設の維持管理費等に要する費用を下回れば、その不足分は公費（税金）で賄うことになりますので、施設を利用されない方にも費用の負担を課すことになり、市民全体で負担することになります。

施設を利用される方（受益者）と利用されない方との負担の公平化をはかるため、受益者負担の原則により使用料を算定します。

また、受益者に一律の負担を求めるのではなく、施設のサービスの性質（公共性の強弱）により受益者負担と公費負担の割合を設定します。

#### (2) 算定方法の明確化

施設利用者や市民の皆様にわかりやすく説明できるように、使用料の積算根拠を明確にした算定方式などを定め透明性の確保に努めます。

#### (3) コスト削減の取り組み

施設の維持管理費等に要する費用を使用料算定の原価とすることから、継続して維持管理費の削減と効率的な施設の運営を目指します。

### 4. 使用料の算定方式

使用料の積算根拠を「原価」と施設の「性質別負担割合」に基づく算定方式とします。

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{施設の性質別負担割合} \quad (\text{受益者負担} = 1 - \text{公費負担割合})$$

#### (1) 原価

施設の維持管理費等に要する「人件費」と「物件費、維持補修費」を原価として算定します。なお、施設の維持補修費とは、大規模改修などの施設の資本的経費を除いた経常的な費用などを対象とします。

#### (2) 施設の性質別負担割合

施設のサービスの性質（公共性の強弱）が、「市民の社会生活上必要か（公的必要性の高低）」、「民間でのサービス提供が難しいか（収益性・採算性の高低）」により、受益者と公費負担の割合を定めます。

## II. 使用料の算定について

## 1. 原価の算定方法

原価を算定する基礎数値は、原則算定を行おうとする年度の前年度の決算額（実績値）を採用します。ただし、過去2年の実績値と大きく乖離する場合は、3カ年間の平均値を採用します。

$$\text{原価} = \text{物件費} + \text{維持補修費} + \text{人件費}$$

## (1) 人件費 = 人件費単価 × 職員数

- ・人件費単価は、実際に配置された職員等の給与で計算するのではなく、職員、非常勤嘱託職員の給与や報酬の平均額を採用します。
- ・職員数は、通常のサービスの提供に従事するために配置された職員数とします。故に1人の職員等をサービス提供に従事した時間により按分することになります。

人件費の算定基礎（平成22年度普通会計）

職員数	給与費			共済費	退職手当負担金	合計	1人当たりの人件費
	給料	職員手当	期末勤勉手当				
人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
260	1,051,016	87,790	389,212	356,433	366,151	2,250,602	8,656

※職員数はH22.4.1現在

- ① 労働時間 7. 75時間（7時間45分 8時30分から17時15分）
- ② 年間労働日数 250日（日曜及び土曜日、国民の祝日、12月29日から1月3日までの日を除く）
- ③ 年間労働時間 7. 75時間 × 250日 = 1,937.5時間
- ④ 1時間あたりの人件費 8,656千円 ÷ 1,937.5時間 = 4,460円/時間

## 2. 施設の性質別分類と負担割合の設定

施設には様々なサービスを提供するものがあり、サービスの性質により区分し、受益者と公費（市）の負担割合を設定します。その割合を受益者負担0%、50%、100%に分類します。

### (1) 施設の性質別分類と各領域の負担割合

#### ① 施設の公共性（公的必要性）による区分（横軸）

ア. 市民が社会生活を営む上で必要なサービスを提供するための施設、社会的弱者等を援護するための施設、教育を補完するための施設、その他公共性の高い施設等

⇒ （公的必要性が高い施設）

イ. 一定の公共性のもと特定の利用者のサービスを提供する施設、民間企業と同等のサービスを提供する施設等

⇒ （公的必要性が低い施設、私的選択的施設）

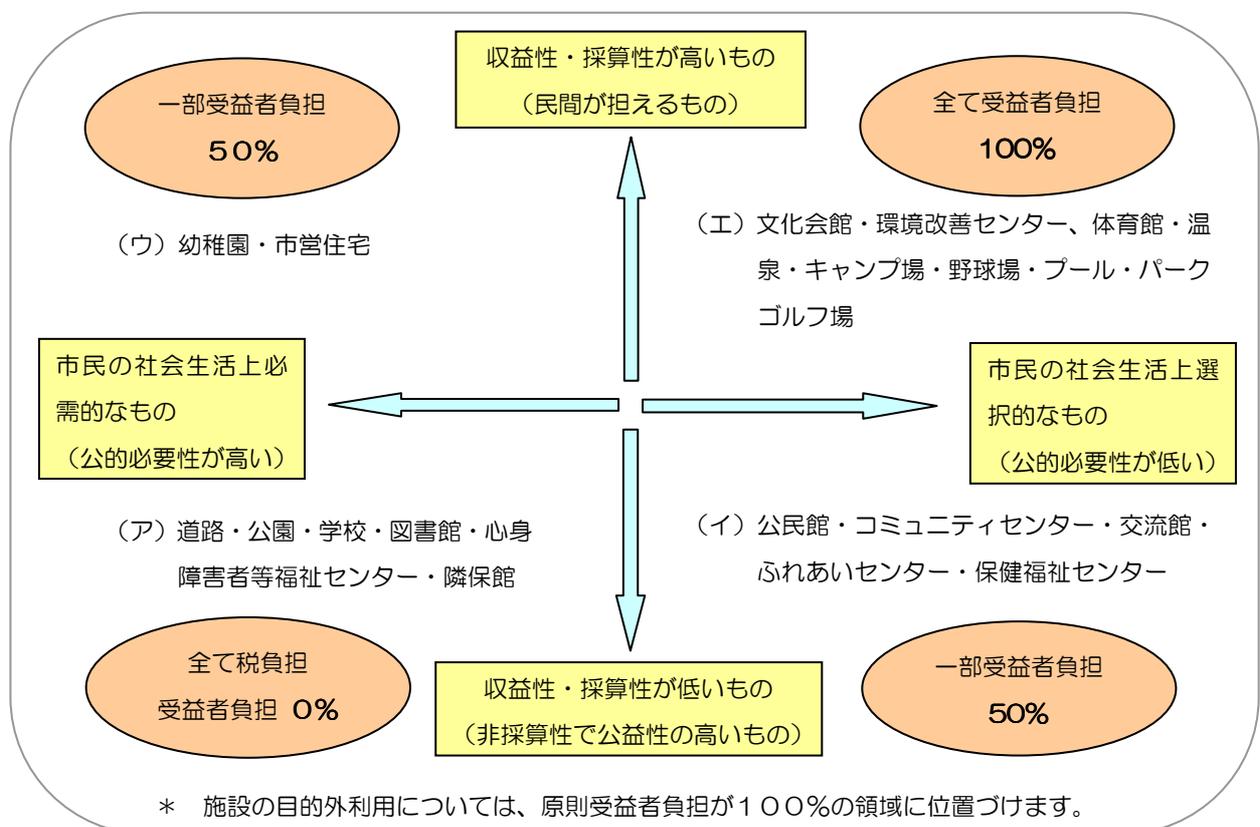
#### ② 施設の収益性（採算性）による区分（縦軸）

ウ. 収益性（採算性）が無いか極めて低く、施設の収益だけでは管理運営費を賄うことが困難で、民間ではサービスの提供が困難な施設等

⇒ （収益性・採算性が低い施設）

エ. 収益性（採算性）があり、施設の収益をもって相応の管理運営費を賄える施設等

⇒ （収益性・採算性が高い施設）



### 3. 施設の利用形態による使用料算定方式

使用料の算定方式は、施設の利用形態により以下の2つに分類されます。

- ・「1室当たりの原価」から使用料を算定する方式
- ・「1人当たりの原価」から使用料を算定する方式

(1) 「1室当たりの原価」から使用料を算定する方式（会議室、ホール等）

- ①  $1\text{ m}^2$ 当たりの年間原価＝施設全体の原価÷貸出面積の合計
- ②  $1\text{ m}^2$ 当たりの時間原価＝ $1\text{ m}^2$ 当たりの年間原価÷（年間開館時間）
- ③ 1室当たりの原価＝ $1\text{ m}^2$ 当たりの時間原価×利用面積×利用時間
- ④ 1室当たりの使用料＝1室当たりの原価×性質別負担割合

【具体例】 会議室Aを2時間利用する場合の使用料は、

	会議室A	会議室B	事務所	トイレ・廊下	延床面積
面積 $\text{m}^2$	200	100	50	50	400

\*施設全体の原価：1,200,000円

\*年間開館時間：250時間（減免、免除分を含む）

\*性質別負担割合：50%

\*貸出面積の合計＝会議室A（200  $\text{m}^2$ ）＋会議室B（100  $\text{m}^2$ ）＝300  $\text{m}^2$

①  $1\text{ m}^2$ 当たりの年間原価＝1,200,000円÷300  $\text{m}^2$ ＝4,000円/ $\text{m}^2$

②  $1\text{ m}^2$ 当たりの時間原価＝4,000円/ $\text{m}^2$ ÷250時間＝16円/ $\text{m}^2$ /時間

③ 1室当たりの原価＝16円/ $\text{m}^2$ /時間×200  $\text{m}^2$ ×2時間＝6,400円/室

④ 1室当たりの使用料＝6,400円×50%＝3,200円/室

(2) 「1人当たりの原価」から使用料を算定する方式（博物館、プール等）

① 1人当たりの原価＝原価÷年間利用者（受益者）数

年間利用者数は原則、過去3カ年間の平均とします。

② 1人当たりの使用料＝①1人当たりの原価×性質別負担割合

【具体例】 博物館（個人利用施設）の1人の使用料は、

	博物館	事務所	トイレ・廊下	延床面積
面積 $\text{m}^2$	300	50	50	400

\*施設全体の原価：1,200,000円

\*年間開館時間：250時間

\*年間利用者数：4,000人（H20：3,900人 H21：4,100人 H22：4,000人の平均）

\*性質別負担割合：100%

① 1人当たりの原価＝1,200,000円÷4,000人＝300円/人

② 1人当たりの使用料＝300円×100%＝300円/人

### Ⅲ. その他の取扱いについて

#### 1. 減免・免除規定の見直し

現在の減免等の規定は合併前のままであり、一部の施設において違いがあります。負担の公平性を確保するために減免規定等の基準を統一する必要がありますが、今回はそのままとします。

#### 2. 使用料の激変緩和措置

施設ごとに原価と性質別負担割合に基づき見直しますが、見直しが大幅な増額とならないように経過措置を講じます。

(1) 原則として、現行の使用料単価の1.5倍を超えない範囲とします。

(2) 新たに施設使用料を設定する場合は、利用率が低下しその施設の設置目的が達成できない状況になる恐れがある施設については、使用料の設定を見送ることができるものとします。

#### 3. 端数処理等

(1) 使用料は、原則として100円単位とします。ただし、算定された使用料総額が100円に満たない場合は、その使用料を原則100円とします。

(2) 100円未満の端数は四捨五入とします。

\*消費税については、平成15年の消費税法改正により使用料についても総額表示が義務付けされました。見直し指針では端数処理として100円単位で処理しますので、消費税込みの使用料とします。

#### 4. 利用時間帯及び曜日別、市内外住民別等の使用料

(1) 午前、午後、夜間の使用料・専用、個人利用料設定について  
時間帯設定は原則行いません。総て1時間単価の表示とします。

また、施設の種類によっては、専用利用と個人利用の規定がある施設がありますが、今回も設定することとします。専用利用については、専用1時間あたりの使用料を、個人利用については、1回あたりの使用料を1時間あたりの使用料に替えて設定することとします。

(2) 土・日曜日の割り増し料金設定について

土日と平日の区別については現在、文化会館の大ホールのみの規定です。実績もあり今後も必要と思われるので今回も設定します。また類似施設の菱刈環境改善センターについても設定します。

(3) 市外住民の割り増し料金設定について

一部の施設について設定していますが、市民の利用に支障がなければ、原則市外住民の割り増し料金の設定は行いません。市内住民と同等にすることにより、利用率の向上と収益の向上に努めます。しかしながら、地域活動に根ざした利用等に関しては市民の利用を優先させる必要もあり、施設の利用目的を考慮し一定の制限等を加えることとします。

(4) 入場料の有無による割り増し料金設定について

入場料の有無による差別については、文化施設と体育施設のそれぞれに規定されています。体育施設では実績がなく、想定としてプロレスなどの興行などが考えられますが数年に1度の頻度です。ただし、今回も設定することとします。文化施設（大口ふれあいセンター、文化会館、菱刈環境改善センター、菱刈野外音楽堂）については実績もあり、今回も設定します。

(5) 施設の利用形態による割り増し料金設定について

利用形態について、体育施設での文化的催し物か否か、本番か否か（リサーチ・練習）などの区別により使用料に違いがありますが、今回の見直しでは区別は行いません。文化施設についても同様とします。

(6) 利用者区分の設定について

利用者について、一般か学生（小・中・高児童生徒）かの区別により使用料に違いがありますが、現行のとおり、区別してある施設については今回も区別するものとします。

(7) 既設電灯以外の電力使用について

既設電灯以外の電力使用については、実費相当の電気料を徴収するとなっており、体育センターで実績が報告されています。今回の見直しではそのままとし、利用された電力相当分を徴収することとします。

(8) 類似施設における使用料の統一について

旧大口市、旧菱刈町の同一施設については、施設の設備機能に大きな差がある場合を除き、原則同一とします。

(9) 回数券の取扱いについて

まごし温泉や菱刈公衆浴場、市営プール、菱刈パークゴルフ場などで回数券を設定していますが、今回も設定します。

## 5. 定期的な見直し

見直し時期については、利用者の混乱や事務手続き等の増加を避けるため、原則3年を目途に行います。

**6. 新たな利用料金の適用時期**

平成24年度の予算から順次適用することとし、指定管理者制度導入施設は指定管理料見直し時（協定書見直し時）に、適用に向け指定管理者と十分協議します。

**7. 経過措置**

指定管理者等による利用料金制を導入している施設については、協定書の見直しと合わせて適切に料金の見直しを行います。今後指定管理者等による利用料金制を導入する施設については、施設の原価に基づき料金の上限を設定します。

**8. その他**

(1) 社会的要請や施設の諸事情、政策的見地により、今回の見直しによりがたい施設については別途個別に算定の基準や見直しの周期について定めることができますこととします。

(2) 施設の備品や照明等の使用料については、別途所管課が見直します。